

陳 思勤

知的基盤総合センター・特任准教授（常勤）

【研究】

2019年度では、まず中国重慶工商大学法学院において、『工業製品の外観デザインの重複保護問題—日本の実務と日中比較』をテーマとした報告を行った。報告では、工業製品の外観デザインの保護をめぐる、日本の意匠法、著作権法、商標法、不正競争防止法等の現行法、学説と裁判例の展開、近時の動向を整理、紹介したうえで、現行中国法の状況と比較して検討を行った。

そして、日本知財学会・日本弁理士会共催した知的財産国際シンポジウム「インターネット上の模倣品対策」、及び Iprism 研究会において、『中国におけるインターネット上の商標権侵害—間接関与者の責任と「電子商取引法」の制定を中心に—』をテーマとした報告を行った。本報告では、電子商取引における商標権侵害に対する間接関与者の責任、すなわちネットショップ等による商標権の侵害（これを直接侵害と呼ぶことにする）に対して、EC モールの運営者がどのような責任を問われるかに焦点を当て、中国における従来の法制度と裁判例を概観して、その問題点を整理して明らかにしたうえで、2019年に施行された「電子商取引法」の概要と、同法の制定によってもたらされた状況の変化、解決された問題の解説を試みた。

ほかに、『商標・意匠・不正競争判例百選 [第2版]』において担当する「少林寺拳法事件」の解説原稿の執筆、『意匠法（第2版）』の原稿の一部の改訂作業等を行った。

【教育】

・担当している講義である「意匠法1」と「産業財産権関係条約1」は、弁理士試験対応科目であり同試験で出題される内容をカバーすることはもちろんのこと、受講生が授業に関連するテーマで修士論文を執筆する場合に必要な高度な専門知識を提供するように講義内容を工夫している。また、「産業財産権関係条約1」では、特許法をはじめとする国内法との関係に着目しながら、パリ条約と TRIPS 協定のフレームワークを解説するだけでなく、その実務的意義を明らかにしている。

・留学生のサポート役として、留学生の学習支援を行った。

・「総合演習（アジア知的財産法）」の中国法部分を担当した。同講義において、中国の知的財産の保護に関して、基礎的な知識や裁判例を紹介したうえで、日本法との相違も対比しつつ検討を行った。

【管理運営】

・評価委員会の委員長として、部局の年度計画に沿って、上半期・年度末の進捗状況を確認し、情報を共有した。また、年度末部局年度計画達成状況を確認し、評価書類を作成し、

評価委員会による評価の資料にあてた。

- ・留学生教育委員会の委員長として、留学生に勉学・研究上のサポートを行った。
- ・中之島センター委員会の委員として、高等副プログラムを周知させるための説明会を計3回行った。

【社会貢献】

中国重慶工商大学法学院において、『工業製品の外観デザインの重複保護問題—日本の実務と日中比較』をテーマとした報告を行った。